

## 熊本市高齢者介護用品支給事業仕様書

### 1 事業名

令和8年度（2026年度）熊本市高齢者介護用品支給事業

### 2 目的

熊本市に居住する在宅の高齢者（40歳以上65歳未満の者であって特定疾病に該当する者を含む。以下同じ）を介護している家族に対して、紙おむつ等の介護用品を支給することにより、寝たきり高齢者等の福祉及び衛生の向上と、介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

### 3 対象者

熊本市高齢者介護用品支給事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第2条の要件を満たし、要綱第5条または第6条の支給決定を受けた者。

### 4 対象地域

熊本市全域

### 5 履行期間

令和8年（2026年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日

### 6 支給品目

支給品目仕様書のとおり

### 7 支給限度額

対象者一人につき、1ヵ月あたり6,250円（消費税及び地方消費税を含む）以内の現物支給

### 8 業務内容

- (1) 市が決定した支給品を申請者の居宅まで配送すること。
- (2) 2ヶ月分をまとめて偶数月の15日までに納品することを原則とする。但し、新規決定や変更等の場合は、1ヶ月分または3ヶ月分の納品を認める。
- (3) 各月16日以降に要綱第5条の支給決定を受けた者へ納品する場合、支給開始は翌月分からとする。
- (4) 納品の際、利用者が要綱第6条及び第7条に規定する事由に該当していないか確認すること。該当する事実を確認した際は、速やかに担当地域包括支援センターに連絡を行うこと。
- (5) 納品の際、専門知識に基づき、介護者に対して使用方法を指導すること。
- (6) 支給品が、受託者の帰責事由により不良品である場合、受託者の負担により速やかに交換すること。

### 9 業務実施にあたっての注意事項

- (1) 新規申請や変更申請の際、地域包括支援センター職員または担当の介護支援専門員と同行のうえ、利用者の介護状態等を確認し、必要な商品を選定すること。
- (2) 納品の際、実績報告書に申請者から記名もしくは受領印をもらうこと。
- (3) 支給品は未開封の状態で納品すること。衛生品であるため、再梱包等は禁止する。
- (4) 実績報告書の提出は、原則として、支給月に納品した申請者全員分をまとめて、翌月15日までに提出すること。
- (5) 請求書の提出は、原則として、支給月に納品した申請者全員分をまとめて、翌月20日までに提出すること。

## 支給品目仕様書

### 1 品名及び指示価格

	品名	単位	金額
1	尿取りパッド（レギュラー）	1枚	23円
2	尿取りパッド（スーパー）	1枚	29円
3	夜用パッド（レギュラー）	1枚	44円
4	はくパンツタイプの紙おむつ	1枚	122円
5	テープ止めタイプの紙おむつ（レギュラー）	1枚	97円
6	テープ止めタイプの紙おむつ（スーパー）	1枚	126円
7	フラットタイプの紙おむつ（レギュラー）	1枚	38円
8	フラットタイプの紙おむつ（スーパー）	1枚	75円
9	おしりふき	1枚	7円
10	夜用パッド（スーパー）	1枚	91円

（全て消費税10%込）

### 2 支給品目の共通事項

- ① 高分子ポリマーを使用していること（但し、テープ止めタイプのレギュラーは除く）。
- ② 内容物がずれないもの。
- ③ 尿取りパッドは、サイドギャザーがついており横漏れを防ぐもの。
- ④ テープ止めタイプは、テープの付け直しが何度もできるもの。
- ④ テープ止めタイプ・はくパンツタイプは、サイドギャザー・立体ギャザーがついており、横漏れを防ぐもの。

### 3 レギュラーとスーパーの違い等

- ① 尿取りパッド・フラットタイプの紙おむつ
  - i レギュラーは尿1～2回分程度の吸収力があるもの。
  - ii スーパーはレギュラーの1.5～2倍の吸収力があるもの。
- ② テープ止めタイプの紙おむつ
  - i レギュラーは2～3回分程度の吸収力があるもの。
  - ii スーパーはレギュラーの1.5～2倍の吸収力があるもの。
- ③ 夜用パッド
  - i レギュラーは5～6回分（1,000ml程度）の吸収力があるもの。
  - ii スーパーはレギュラーを超える吸収力があるもの。